

# ● ● ● 経営情報あれこれ ● ● ●

》》》》》》》》》》 令和6年2月号 《《《《《《《《《《

## ★2023年分確定申告★

2023年（令和5年）分の個人所得税・消費税、贈与税に関する確定申告が2月より始まります。今月は、所得税、消費税、贈与税の確定申告に関し、その概要をご紹介します。

### 1、確定申告の申告期限等と必要な書類

#### (1) 申告期限と納付期限

確定申告の申告や税金の納付期限等は、次のとおりです。

税目	申告期限	申告書の提出先	納付期限	振替納期限
個人所得税 復興特別所得税	3月15日(金)	住所地の税務署長 又は業務センター	3月15日	4月23日(火)
贈与税	3月15日(金)	同上	3月15日	
個人消費税	4月1日(月)	同上	4月1日	4月30日(火)

(注) 所得税の確定申告は2月16日、贈与税の申告は2月1日からです。

#### (2) 申告の方法

確定申告の方法は、次の3つの方法があります。

##### ①電子申告

e-Tax を利用し、電子申告により、所轄税務署へ送信する方法

##### ②郵便又は信書便で、住所地の業務センターに送付

申告書を書面により、郵便（第一郵便物）又は信書便で送付する場合、住所地等の業務センターに送付します。

(注) 愛知県内は名古屋国税局業務センター、岐阜県、静岡県、三重県等の場合には、住所地の所定業務センターに送付。申告書の控えと返信用封筒の同封して下さい。

##### ③所轄税務署の窓口（受付）で、申告書を直接提出する方法

(注) 申告書控えを持参し、受付印を押印。

#### (3) 提出不要書類と提出が必要な書類

確定申告書を提出する際に、確定申告書に添付して提出が必要な書類は、電子申告と郵送や窓口で提出する場合とは異なります。その概要は次のとおりです。

##### ①提出が不要な書類

次の書類は、通常の申告及び電子申告でも、書類の提出は必要ありません。

イ、給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票

ロ、オープン型投資信託の収益の分配の支払通知書

ハ、配当等とみなす金額に関する支払通知書

ニ、上場株式配当等の支払通知書

ホ、特定口座年間取引報告書

へ、特定割引債の償還金の支払通知書

ト、相続財産を譲渡した場合の相続税額等を記載した書類

(注) 確定申告書を作成するには必要な書類であり、また、確認・税務調査等のため保存して下さい。

### ②通常の申告では提出が必要だが、電子申告では提出が不要な書類

イ、本人確認書類（マイナンバーカードの写し又は通知カードや免許証等の写し）

ロ、第三者作成書類

次の第三者作成書類は、通常申告では提出が必要であるが、電子申告では所定の内容を記載し、送信することで、税務署への提出は不要です。ただし、5年間の保存が必要です（保存がない場合には、控除の適用ができない）。

A、医療費の領収書、おむつ証明書、セルフメディケーション取組書類

B、社会保険料控除の証明書（国民健康保険、国民年金、健康保険、厚生年金）

C、小規模共済等掛金、生命保険料、地震保険料、寄付金、勤労学生各控除証明書

D、各住宅取得控除の借入金年末残高証明書（2年目以降のもの）

E、寄付金特別控除証明書（政党、認定NPO、公益社団法人、特定震災）

F、給与所得者の特定支出の控除、外国税額控除、雑損控除の各証明書

(注) 寄付金控除に関し、5ヶ所以内のふるさと納税のワンストップ特例を適用している方は不要です。しかし、確認等のため保存して下さい。

### ③いずれの場合でも、提出が必要な書類

次の書類は、通常の申告、電子申告のいずれの場合であっても確定申告にあたり、税務署への提出が必要です。

項目	必要な書類
扶養・障害者・配偶者控除	国外居住親族の場合、親族関係書類、送金関係書類 (但し、年末調整でこの控除を受けている場合には不要)
住宅借入金等特別控除	住宅取得契約書、登記事項証明書等
土地譲渡の特別控除	収用証明書、買取証明書等
住宅譲渡損失等の損益通算	売買契約書、登記事項証明書等
住宅取得資金の贈与特例	戸籍謄本、登記事項証明書、申告書に一定の記載等
贈与税の配偶者控除	戸籍謄本等、登記事項証明書等
直系尊属からの贈与	戸籍謄本等
農地等の贈与税の猶予	納税猶予額の計算書、農業委員会の証明書等
事業用資産の贈与税の猶予	納税猶予額の計算書、都道府県知事の認定書
非上場株式の贈与税の猶予	納税猶予額の計算書、定款、株主名簿等
相続時精算課税	戸籍の謄本等

(注) 扶養・障害者・配偶者控除以外の上記の書類は、PDF による提出ができます。

## 2、2023 年（令和 5 年）分の申告における改正点

### (1) 確定申告書の様式

- ①親族欄の書き方が変更・・・国外居住親族の扶養控除規定の改正
- ②住民税・事業税に関する事項・・・国税と地方税の課税方式の統一

### (2) インボイス制度に対応した青色決算書・収支内訳書

売上金額の明細、仕入金額の明細、登録番号の記入

### (3) 納税地の異動届出が不要

納税地の移動・変更がある場合、申告書に移動・変更後の納税地を記載

### (4) 申告書用紙の納付書用紙の送付がなされません。

- ①電子申告以外の場合、申告書は、国税庁の HP からダウンロードして利用。
- ②ダイレクト納付、ネットバンキング、クレジットカード、コンビニ納付の場合には、納付書は送付されません。

### (5) 控除証明書等のデータを一括して取得できるマイナポータル連携

国民年金基金掛金、iDeCo、小規模共済掛金等のデータが対象

### (6) その他

- ①特定非常災害に関連する損失の繰越控除期間が従来の 3 年から 5 年に延長
- ②財産債務調書及び国外財産調書の提出義務者に、10 億円以上の財産を有する者が追加されました。

## 3、所得税の確定申告

### (1) 所得税（復興特別所得税を含む）の確定申告をしなければならない人

#### ①給与と所得があり、かつ納付する所得税がある者で次のいずれかに該当する場合

イ、給与の収入金額が 2,000 万円を超える場合

ロ、給与を 1 か所から受け、その他の所得（給与所得及び退職所得を除く）が 20 万円を超える場合

ハ、給与を 2 か所以上から受け、年末調整されない給与収入とその他の所得（給与所得及び退職所得を除く）の合計が 20 万円を超える場合

ニ、同族会社の役員等で、同族会社から貸付金利子、賃借料、使用料を受けた場合

ホ、給与について、災害減免法により所得税等の徴収猶予や還付を受けた場合

ヘ、在日大使館等に勤務する方や家事使用人で、所得税等の源泉徴収をされない場合

#### ②公的年金等に係る雑所得のみの者

公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引きと、残額ある場合

(注) 申告不要の制度があります。次の (3) を参照。

#### ③退職所得がある者

外国企業からの退職金等、源泉徴収されない退職収入がある場合

#### ④上記①～③以外の者

各種所得に関し、配当控除適用後において、所得税がある場合

(注、上記①～③に関しては、適正に年末調整や源泉徴収がなされていることが前提)

## (2) 確定申告すれば税金が戻る場合

次のような者で、源泉徴収された税金や予定納税した税金が過大となっている場合には、還付を受けるための申告をすることで税金が還付されます。

### ①源泉徴収された配当所得や原稿料がある場合

年間所得金額が一定額以下の場合。

### ②年の途中で退職し、その後就職しなかった者で、年末調整を受けていない場合

### ③給与所得者等の場合

雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等控除（年末調整で控除されている場合を除く）、各種寄付金特別控除、住宅改修特別税額控除等の適用を受ける場合  
さらには、年末調整の対象となっていない所得控除（社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除等がある場合

### ④退職所得のある場合

イ、退職所得を除く各種所得金額の合計額から所得控除を引くと赤字になる場合  
ロ、「退職所得の受給に関する申告書」を提出せず、源泉徴収が正規の税額を超える。

## (3) 年金所得者に係る確定申告不要制度

次のいずれにも該当する場合には、計算の結果、納税額がある場合でも、所得税等の確定申告は必要ありません。

①公的年金等（源泉徴収の対象になるもの）の収入金額が 400 万円以下

②公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下

## 4、贈与税の確定申告

### (1) 暦年課税による贈与税の申告（通常の贈与）

110 万円を超える財産（経済的利益を含む）の贈与を受けた人。

(注) 令和 6 年分の贈与より、前 7 年内の贈与が相続税に加算されます（100 万円控除）。

### (2) 相続時精算課税による贈与税の申告

贈与年の 1 月 1 日に 18 歳以上の者が、60 歳以上の直系尊属から受けた贈与に関し、相続時精算課税方式を選択した場合には、2,500 万円を控除した金額に対し、20%の贈与税が課税され、これを実際の相続が発生した場合に、精算する制度です。

#### ①申告要件

贈与税の申告期限内に、相続時精算課税選択届出書・添付書類を提出すること。

#### ②令和 6 年からの改正

令和 6 年の贈与より、110 万円までの相続時精算課税贈与は申告不要（届出書必要）であり、また相続時に加算される贈与金額から 110 万円が控除されます。

### (3) 贈与税の課税の特例

#### ①居住用財産の配偶者控除

イ、婚姻期間が 20 年以上である配偶者からの居住用不動産（金銭贈与で居住用不動産を取得した場合を含む）の贈与を受け、居住の用に供している場合

ロ、2,000 万円の控除

贈与税の基礎控除 110 万円に加え、2,000 万円に特別控除の適用ができます。

## ②住宅取得資金の贈与税の特例

イ、直系尊属の贈与

直系尊属から新築又は増改築のための住宅取得資金の贈与を受け、住宅を取得・改修し、居住の用に供した場合

ロ、受贈者

令和 5 年分の受贈者の合計所得が 2,000 万円（床面積 40 ㎡～50 ㎡の住宅の場合には 1,000 万円）超である場合、また平成 21 年～令和 4 年までに、この特例を受けた場合には、適用はありません。

ハ、控除額

省エネ住宅の場合 1,000 万円、それ以外の住宅である場合には 500 万円までの金額が、贈与税の非課税となります。

ニ、申告要件

この適用を受けるには、贈与税の申告期限内に、必要書類を添付して申告する必要があります。

## ③その他

上記の他、贈与税の非課税となるものには、次のものがあります。

イ、直系尊属からの教育資金の一括贈与を受けた場合（1,000 万円）

ロ、直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合（1,000 万円）

ハ、特定障害者扶養信託契約に基づく信託受益権（6,000 万円）

## 5、個人消費税の確定申告

### （1）個人消費税の確定申告が必要な人

①適格請求書発行事業者の登録をしている個人事業者

②基準期間（令和 3 年）の課税売上が 1,000 万円超の個人事業者、又は令和 4 年 1 月 1 日～令和 4 年 6 月 30 日の課税売上が 1,000 万円を超える事業者

③課税売上が 1,000 万円以下で「消費税の課税事業者選択届出書」を提出している個人事業者

### （2）簡易課税の選択適用の届出と廃止

基準期間の課税売上が 5,000 万円以下の課税事業者が、簡易課税制度の選択適用をする場合、又は選択した簡易課税制度の適用を廃止する場合には所定の届出が必要です。届出期限は適用する年度の前年度末（令和 4 年 12 月 31 日）までです。

## ★事務所から★

個人の所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の確定申告等に関し、ご不明な点やお手伝いが必要な場合には、税理士法人みらいまで、ご連絡いただければ幸いです。

（公認会計士辻中事務所、税理士法人みらい）